

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四十第

行發日一月三年一十正大

論叢

最低生活費課稅説を駁す

法學博士 小川郷太郎

マルクス氏餘剩價值説の評論

法學博士 田島錦治

戰國の都市

文學博士 三浦周行

小作制と小作法

法學博士 河田嗣郎

我國に於ける國民所得の發達

法學士 汐見三郎

經濟道と經濟術

法學士 作田莊一

時論

我邦の相續税を論ず

法學博士 神戸正雄

說苑

地學觀社會學説に就きて

法學博士 財部靜治

リッケルトの價值體系

文學博士 米田庄太郎

雜錄

エルンスト、フ
リードリッヒの
經濟階段説

經濟學士 黒正巖

小作制と小作法 (三)

河 田 嗣 郎

二 我國の小作制

前項に之を明かにしたやうに、我國には尙ほ廣く諸地方に分益小作制が散在して居るけれども、併し之を一般的に謂へば、我國の小作制は、今や漸く純企業的小作制に入らんとして、正に分益小作制との間の過渡的狀態に在るものと見るが當を得た見方である。

即ち小作人は單純に勞務を提供して耕種を行ひ、その報酬として收穫物の一定歩合を收得するといふだけではなく、從て耕作經營上に於ても常に地主の指圖を受くるものではなく、可也獨立に經營を專行し、小作經營上に要する耕牛馬、農具、屋舎等は自ら之を所有し、種子肥料の如きも之を自辨するを原則と爲し、小作料は又之を實物に於て納入するけれども、其額は契約上一定して居て、收穫の歩合に依て定められては居らぬ。此等の點よりして之を見れば、我國の小作制は、最早決して純粹なる分益小作制ではなく、既に一步其の域を脱してしまつたものである。

然るに更に好く實狀を察すれば、小作人は其の小作經營上に於て獨立に之を專行し得るやうではあるけれども、やはりまだ地主の支配より全然獨立するを得ず、作物の種類的選擇や、耕種上

の大體の方針方法やに就いては、地主の容喙と監督とを受けざるを得ざる有様に在る。そして經營上に必要とする資本的手段に至つても、用具種子肥料等の全部又は一部給與を受くる例も少くなく、又更に小作料に至つては、成程その額は分量的に定まつては居るものゝ、契約上その定まつた額だけは、どんな事があつても之を地主に支拂ひ、従て年々の作柄の豊凶に依る損失も利得も、總べて之を自己の肩上に荷ひ、其の影響を地主に轉嫁することをしないといふのではなく、其の契約上の定額は平年作を標準としてのものであるから、不作凶作の場合には、その減額を要求するといふを以て寧ろ通例と爲し、此事あるが爲めに現に年々諸所に於て小作料軽減の折合上に爭議を生じ、現下益々其勢を増しつゝある小作紛争なるものは、主として此點に關する紛争たる有様に在る。即ち小作料は假に便宜上定額制とはなつて居るものゝ、やはり其の精神に於ては歩合制を保存し、小作料の高をして收穫の多少に準應せしむる精神が遺つて居るのである。此等の點から之を見れば、我國の小作制は未だ尙ほ純然たる獨立企業的のものとはなり得ないで、英吉利などに其例を見るやうな進歩せるものさまで進んで居らぬ。

更に又之を小作契約の方法、その期間等に就いて見ても、文書を以て所謂正式の契約を行ふものは寧ろ少く、大抵は口約に依り慣習的に之を行ふものたるに過ぎぬ。又その契約期間は、一定年數を豫め明約するものもあるけれども、それはやはり小數であつて、大多數の場合は豫め之を

一定せず、兩當事者特に地主に於て隨時之を解約し得るものとし、その解約は慣習上一定の猶豫期間を置いて行はるゝことゝなつて居るに過ぎぬ。従て解約なき限り永く引續いて契約が保たれて行くものとする。此等の點からして之を致へて見ても、我國の小作制は、現今まだ甚だ傳習的な幼稚な所を持つて居り、漸く分益制を脱して未だ純企業制に入るを得ず、即ちその過渡的狀態の下に、兩制度の中間に位するやうな有様に在るのである。

右の見解の大體に於て妥當なるを實證せむが爲めに、試に、小作制としての其の性質を明らかにする上に重要なりと考へらるゝ諸點に就いて、前掲本邦小作慣行調査書に示されたる所を窺つて見ることにする。

先づ小作契約の期間に就いては「一般に期限を定めず小作人に於て不都合の行爲なき限り年々繼續小作せしむるを普通とす、但小作證書を以て契約するものは、三年乃至五年位の期限を附せるもの多きも、之とて地主に於て入用の節は引戻し得る契約あるを普通とす」²⁰⁾「桑園、果樹園の如き永年圃に於ては、十年乃至十五年位の期限を附せるもの少からず」と記されてある。而して小作人が契約に違背し又は不都合の行爲ある場合に、地主より小作契約を解除する際には「前年十一月より翌年二月迄の間²⁰⁾に於て、作付前なれば其儘、若し作付後なれば、肥料代種子代及び手間賃の幾分を小作人に賠償して引戻す」を通例とする。併し小作人側よりして返地を爲す場合には、

20) 農務局調査『小作慣行に関する資料』一頁

何等の賠償を爲ないのである。

右の如くなるが故に、我國の小作契約は、多數のものは随分長く繼續するが例であつて、小作人の一生に涉つて同一小作の行はるゝが如きは、決して稀な例ではない。又小作人が死亡して其儘小作契約がその相續人に依て繼承せらるゝ場合も少くないのである。要するに、小作契約に關する法律觀念は一般的に甚だ陳漫であつて、其の繼續期間の如きも、有つて無きが如く、無くて然かも之れ有る有様なりとする。即ち契約は慣習的に、告知期間附きの隨時解約制 (Kündbar) に據り、解約權は當事者双方之を有するものとなつて居るのである。

次に小作料に關しては、田の小作料は殆んど例外なく米穀を以て之を納むるものとなつて居り、契約上初から貨幣額を以て之を約するものは、僅少なの特例として之を見るを得るに過ぎぬ。即ち調査書に表はれた所では、兵庫、群馬、三重、山梨、青森、石川、愛媛、佐賀等の諸縣にその特例を見る。尤も沖繩縣にはやゝ廣く金納制が行はれて居るやうに示されてある。而して小作料たる米は脱穀調製せられたるものを以てするが普通であるが、粃を以て收納する例山梨、長野二縣に廣く之れあり、又長崎縣南松浦郡及び熊本縣天草郡に之を見るを得るのみである。尙ほ二毛作田に於ける裏作に對して小作料を徵する所に在つては(之を徵せざるが普通であるが) 稗麥又は大麥を以て之に充てしむるのである。²¹⁾(徳島縣) 之れやはり收穫したものを納めるといふ原則か

ら出て來て居るものであらう。

併し右は一般の原則的事例に就いて言つたものであるから、特例としては、田の小作料を稗麥、小麥、大麥、菜種、粳粍等に依て收納するものも諸縣下に少からざるを忘れてはならぬ。而してそれ等は又大抵は當該田に於ける作物その物を收納するといふ主旨に出て居ることは、右に一言した所と異なるなしと見て、大過ないであらう。

畑地の小作料は、地方々々に於ける田地の廣狹、作付作物の種類の如何等に依て、著しくその種類を異にし、田地の小作料に於けるほど一様に之を述べ難い。たゞ全國に涉つて之を見たるものとして概して之を言へば、米穀に依るもの最も多く、大豆、大麥等によるもの又は金納なるもの之に亞ぐとせられて居る。而して「畑の米納小作は、愛知、長野以西の諸府縣及び北陸諸縣に多く、大豆を以て小作料を定むる例は、東北各縣に多く、金納小作の例は關東の諸府縣及び新開地たる北海道に多く、又大豆及び大麥併納の例は關東地方中埼玉、群馬、茨木、栃木の諸縣に多し。其の他大麥、裸麥、粟を以て定むる例も少からず。又小麥、小豆、稗、蕎麥、甘藷等を以て定むる例僅にあり。又稀有の例として桑、生絲、蘿蔔、苧麻、紙、楮皮、三椶皮、玉蜀黍、黍、菜種、砂糖等を以て定むる例及び勞役を以て小作料に代へる例あり²²⁾」と記されてある。

即ち右の如く、田の小作料は原則として米納、畑の小作料は米麥其他雜穀乃至は諸生産物を以

て之を收納することゝなつて居て、その點に於て我國の小作制は、やはり大いに原始的な條を止めて居る。少くともまだ完全なる貨幣經濟の域に進むで居らぬけれども、生産物を以てする小作料をば、兩當事者合意の上、場合に依て其の時價を以て授受することは、便宜上屢々行はるゝ所であつて、都會附近の地方に其例多く、又養蠶地方にも其例少からずと報告されてあるから、²³⁾此點に關しては今や多少事情推移の傾向あることだけは、之を記憶して置かねばならぬ。

次に小作料の高に至つては、土地の生産力の相違、小作人と地主との數の多少、兩者の社會的地位及び經濟實力の相違するに依つて、決して一樣なるを得ないのだから、之を概括して示すことが甚だ困難であるが、小作慣行調査書が、全國平均の中等田畑一反歩の明治四十一年以降五年間平均實收小作料額として示す所を見れば、田地は一毛作田に於て米八斗九升八合、二毛作田に於て一石一斗五升六合とあり、畑は米穀小作料なるものに於て五斗七升一合、大豆小作料なるものに於て四斗五升三合、稗麥納のものに於て八斗〇三合となつて居る。今之を田畑に於ける收穫實收量に對する歩合にして見れば、一毛作田に於て五割三分五厘、二毛作田に於て五割六分九厘（裏作は全部小作人の收入として）に當る。²⁴⁾畑地の小作料は、作物の種類雜多で然かも收穫物と小作料として收納するものが、同一物ならざる場合も少くないものだから、之を全國平均的に示すことが更に一層困難である。

23) 同書十頁

24) 同書十四頁——十五頁

試に全國內各府縣別にして、上中下各階級の田地の契約小作料額と實收小作料額と及び後者が當該地の實收糧量に對する歩合をを表にして示すこととする。(實收に關するものは明治四十一年より大正元年に至る五ヶ年平均に據る)²⁵⁾

(一) 一毛作田

地方	契約上の小作料			實收小作料			實收小作料對する歩合		
	上田	中田	下田	上田	中田	下田	上田	中田	下田
東京	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.3%	5.3%	4.9%
京都	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.8%
大阪	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.2%
兵庫	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
長崎	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
新潟	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
埼玉	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
茨城	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
栃木	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
奈良	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
三重	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
愛知	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
靜岡	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%
平均	170石	0石	0石	0石	0石	0石	5.7%	5.7%	5.7%

十一郡中十郡平均

一市十三郡平均

愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	島根	島取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	米	米	米	〃	米	米
1,100	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500

論叢 小作制と小作法(三) 第十四卷(第三號) 六五) 四八五

九郡中三郡平均
 九郡中七郡平均
 二市十六郡中十二郡平均
 二市十六郡中市九郡平均
 一市十三郡中市十郡平均

平均米	100米	100米	100米	100米	100米	100米	100米	100米	100米
高知	1,280	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
福岡	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
大分	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
佐賀	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
熊本	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
熊本	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
宮崎	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
鹿児島	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
北海道	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
沖繩	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100
平均	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	0,700	1,100	1,100	1,100

右表に就て之を見るに、契約小作料も實收小作料も、地方に依て少からざる相違があり、其の高低の比較に至つては、其の實額の上からは到底之を見定めることが出来ぬ。唯だ吾等の研究に取つて見通すべからざる點は、契約上の小作料の額と實際收納されたる小作料の額との間に相違あることである。換言すれば、契約上の小作料以外に實收小作料なるものゝ存すること之れである。若し我國の小作制が純企業的な小作制となつて居るならば、両者は一致すべき筈で、小作人は作柄の多少に拘らず、契約しただけの小作料は之を納入するものたるべき筈である。然るに實際に於て斯くの如く、両者が相違する所以のものは、前に之を述べたやうに、我國に在つては、小作料の額は定額の契約がせられはせらるゝものゝ、小作人は作柄の豊凶に依つて小作料を納入

する額を別にするを正當と考へ、不作の場合には地主に其の減額を請求し、以て小作料の大きさを收穫の大きさに適合せしめんとする風あるが爲めに然るものたるに外ならぬ。而して此の慣習は我國の小作をして甚だ歩合小作的なる性質を有せしめ、收穫量の多少に應じて小作料は變動し、收穫の高に對して常に一定標準歩合を保たんとするものたらしむるものとする。

仍て之を實納小作料の實地收穫高に對する歩合を見れば、大抵は四割六七分から五割以上五割五六分迄の間を昇降し、前に掲げたやうに、全國平均的に見たる中田の小作料歩合は五割三分五厘に當ることゝなるのである。即ち大體に於て半々制に近きものであつて、此の歩合關係から之を推せば、何となく彼の分益小作料を偲はしむるものがある。或は之れ、昔時一般的に行はれたる折半的分益小作料が少しく進化して、其の歩合の實量的内容に當る分量を以て契約標準小作料と爲すに至り、茲に漸く歩合制より定額制に入り乍ら、然かもその定額は昔時の歩合關係の俤を止むるものと見るを得せしむるに足るなしとせないものである。私は此點から考へても、昔時一般的に我國に行はれた小作料は、前に其の遺物を示したる所と併せ考へて、折半的分益制だつたらうと思はざるを得ない。少くとも現今我國に於ける小作料の決定が、かのリカード一流の地代の理論に據て行はれて居るものとは考へられぬ。リカード式地代論は、佛伊に行はるゝ分益小作料に對して、直ちに其の適用なきが如く、我國現行の小作料制に關しても、直ちに其儘適用し得

らるべきものとは信せられぬ。

尙ほ小作料を不作に際して軽減又は免除し、企業上の危険を地主に於て負擔することに關しては、その實地の狀況に就いて之を明かにし、以て我國の小作制の本質を知る料と爲したいと思ふが、それに入る前に今一ツ、二毛作田に於ける小作料の高及び實收歩合に就いて前同様の表を掲げて、讀者の參考に資することをしする。

表は前表同様、契約上の小作料と實際收納せられたる小作料と、後者が當該地の實際收穫量に對する歩合とを示すものである。²⁶⁾

(二) 二毛作田

地方	契約上の小作料			實收小作料			實收小作料對する歩合		
	上田	中田	下田	上田	中田	下田	上田	中田	下田
東京	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%
京都	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%
大阪	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%
兵庫	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%
長崎	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%
埼玉	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%
群馬	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%
千葉	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%
藥	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%
平均	1.750	1.500	0.750	1.000	0.750	0.750	57.1%	50.0%	50.0%

十二郡中五郡平均

26) 同上十八—二十頁

論叢

小作制と小作法(三)

第十四卷 (第三號)

六九)

茨城	〇.74	1.11	1.10	1.13	〇.41	五二・七	五二・〇	一市十二郡中六郡平均
栃木	〇.69	1.10	1.08	1.11	〇.41	五二・七	五二・〇	
奈良	〇.69	1.07	1.08	1.11	〇.41	五二・七	五二・〇	
三重	〇.64	1.06	1.07	1.11	〇.41	五二・七	五二・〇	
愛知	〇.62	1.06	1.07	1.11	〇.41	五二・七	五二・〇	
静岡	〇.58	1.03	1.05	1.09	〇.41	五二・七	五二・〇	
山梨	〇.57	1.02	1.04	1.09	〇.41	五二・七	五二・〇	
滋賀	〇.57	1.02	1.04	1.09	〇.41	五二・七	五二・〇	
岐阜	〇.57	1.02	1.04	1.09	〇.41	五二・七	五二・〇	
長野	〇.56	1.01	1.03	1.08	〇.41	五二・七	五二・〇	
長野	〇.56	1.01	1.03	1.08	〇.41	五二・七	五二・〇	
福島	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	
石川	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	
富山	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	一市八郡中三郡平均
鳥取	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	
島根	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	
岡山	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	
廣島	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	
山口	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	
和歌山	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	
徳島	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	
香川	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	一市十郡中四郡平均
愛媛	〇.55	1.00	1.02	1.07	〇.41	五二・七	五二・〇	

高 知	福 岡	大 分	佐 賀	熊 本	宮 崎	鹿 兒 島	沖 繩	平 均
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1
1,948.1	1,886.1	1,688.1	1,488.1	1,388.1	1,388.1	1,088.1	1,000.0	1,188.1

二毛作田に於ける小作料が、一毛作田に於けるよりも高いのは、當然のことです、右表と前に掲げたるものを比較して見ても、明かに之を認めることが出来る。即ち之を中等田に於ける全國平均に就いて見るに、一毛作田に於ては、その實收小作料八斗九升八合であるのに、二毛作田に於ては、一石一斗五升六合になつて居る。従て實收小作料が、實際收穫量に對する歩合に於ても、中田全國平均一毛作田では五割三分五厘であるのに、二毛作田では五割六分九厘に及びて居る。

併し、二毛作田に於ては勿論のこと、一毛作田に於ても、我國の小作料は、實收穫量の半額以上なるが多く、之を全國平均にして見ても、一毛作田中の下田に於ても、小作料歩合は五割一分一厘となつて居り、上田に於ては五割四分七厘に及び、二毛作田に在つては、下田已に五割四分

六厘といふ高き歩合を示し、上田に至つては五割八分二厘に及むで居る。此事は、我國の小作制が、已に分益制を脱し、原則としては、地主はたゞ土地を提供し、その改良を行ふのみで、農具や種子肥料の如きは之を小作人に於て提供使用することゝなつて居る事情と併せ致へて、注目に値する所と謂はねばならぬ。即ち我國の小作制は分益制を一步離脱して居り乍ら、然かも小作人の一般の状態や境遇やは、大抵分益制の下に於けると同様に貧弱なるものであり乍ら、其の小作料として上納する所は、農具や種子肥料をまで地主に於て供給する分益制に於けるよりも歩合高きに居ること、實に我國の小作人に取つては、大いなる苦痛たらざるを得ない。注意に値するは此點である。惟ふに我國に在つては、土地所有兼併の勢は、さほど顯著な譯でもないのに、從來何しろ農村に於ける人口多きに過ぎ、小作地に對する需要が供給に比較して過剩勝だつた事情と、封建の餘習に依る地主の地位と勢力の優越との爲めに、小作料は分益制が之を原則的標準とする折半主義よりも高きに居ることゝなつたものであらう。又我國の農地が地質概して豊饒で、氣候も亦中和を得、雨量適宜にして、概して稻作を主とする水田に在つては、その收穫量多きことが、小作料をして斯く高率ならしめし理由の一端を爲すのであらう。

されば我國の小作慣習に於ては、右の如くその普通小作料が比較的高率なるが上に、尙ほ小作料以外に種々の名義の下に、餘分ゴキタラの納入を小作人より地主に對して爲なければならぬやうな事情

も、從來諸地方に存在したのである。即ち「口米」「込米」「サシ米」「入枺」「法米」「繼米」「廻シ米」「目打」「目コボシ米」「上リ米」「上ケ枺」等の諸名稱は、此の餘分納入を意味するものであつて、其の慣習は舊藩時代から行はれ、その遺物が、尙ほ現在諸地方に残存し、その額だけは、實際の小作料をして、契約額以上に高からしむるものとする。洵におかしな事ではあるが、小作人に對する地主の地位の強い状態の下に於ては、行はるゝに何の不思議もないのである。而して其の餘分納入の額に至つては、地方に依て決して一樣でないが、最も廣く行はれる所は、四斗入俵一俵に對して一升又は二升を加ふる例である。²⁷⁾

尤も此の慣習は、近時府縣又は産米同業組合等に於て、米穀検査を實行し、俵入數量を一定するに至つてからは、追々と廢滅に向ひ、地主は小作人に對し、良質の合格米を生産せしめ又之を小作料として納入せしむる爲めの獎勵の意味で、右の餘分收納を止め、或は却つて獎勵米又は獎勵金を給付する慣習すら行はるゝに至つたのである。然しまだ此の餘分納付は全然跡を絶つには至らない。

誠に小作慣行調査書の示す所に據つて之を窺へば、從來京都、大阪、兵庫、新潟、栃木、三重、滋賀、岐阜、宮城、山形、石川、岡山、廣島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡等の諸府縣に、廣く又は一地方に限り其の慣習が行はれて居たが、右述ぶるやうに、産米検査が實施さるゝに至つ

て以後は大抵廢止せられ、たゞ僅少の地方に於てのみ、其の現存を見るに過ぎない有様である。²⁶⁾ 然かもそれも、近者小作爭議が段々擴がつて來て、小作人の運動漸次有力となるに連れて、其の廢止を見つゝある。岐阜縣の如きに於ても、此の込米の慣習は、少からず同地方の小作爭議の原因を助けたやうであつたが、やはり最近その廢止は大體の趨勢たるに至つた。

そこで又立歸つて、小作料の輕減増徴等に關する我國の慣行を窺つて見るに、小作料が定額制となつて居る所から、本來からいへば、年の作柄如何に關係なく、契約上定められた所の額だけは、必ず收納せらるべき善のものだけれども、然し尙ほ我國には其が原則通りに行はれて居らぬ。尤も作柄が豐穰だからといつて、小作料が増徴せられることはなく、其の關係からいへば、小作料は小作人の之を負擔し得べき最大限度に於て課せられてあるが、そが最大限度たるが爲めに不作凶作の場合に於ては、常に小作料輕減に關する問題が起つて來、大抵の場合に於ては其の都度地主小作人間の協定に依てその輕減の行はれるを例とする。然し又地方に依つては、定免又は常免と稱して、數年又は十數年間の作物實收額を見、之を平均して、普通の小作料よりもやゝ輕き小作料を定め、凶作等の場合に當つても、その輕減を行はない慣習のある所も、少しはあるやうである。而して輕減の行はるゝ場合に於ける其の額の多少に至つては、時と所に隨て相違し、決して定まつた標準はない。尙又畑地は二毛作以上なのが普通だから、その一毛作が不作だか

らさて、直ちに小作料の輕減を行ふことを爲さざる地方が少くない。(神奈川、群馬、千葉、三重、富山、山口)²⁹⁾
小作料輕減の行はれる場合には、田に於ては常に夏作(稻作)の作柄に依り、畑に於ても亦多く夏作の作柄に應じて、其歩合を決定するを例とし、その決定は部落々々に於ける地主協定の上之行ふのが多數の場合である。而してその輕減の行はるゝ方法は色々であつて、地主小作人立合の上收穫前に目分量に依る檢見を行つて爲すものもあれば、標準的の場所に坪刈を行つて之を決定するものもある。坪刈を行ふ場合には、町村農會の坪刈査定に準據して、個別的には之を行はざる例もあれば、又町村農會の開催する立毛品評會又は模範田及び普通田の坪刈成績發表に準據するものもある。又山形縣の如きに至つては、年々坪刈を行つて輕減の率を定むる慣習が廣く行はれて居る。尙又小作料輕減の代りに、その幾割歩かを無利子で以て翌年まで延期して納入せしむる例もある。

天災其他に依り作物の被害甚しき際には、小作料の全部を免除することも、諸地方に行はるゝ所である。

要するに、此の小作料の輕減又は免除に關する問題は、常に困難なる事情を伴ひ易く、之が爲めに所謂小作爭議を頻發し、從來小作爭議といへば主として此に關する問題だつたのである。然し此の輕減免除等の行はれる習慣あることは、前に之を一言したやうに、我國の小作制をして其

形は定額小作料制たり乍ら、其の實質に於ては、甚だ歩合小作料制たる性質を含有せしむる所以であつて、我國の小作制をして、未だ純然たる企業制たるに至らしめず、又我國の小作料をして、土地そのものに固有なる性質より來る收益上の差額たるリカード式地代たるを得ざらしめ、少くとも、その中には、理論上の地代たるもの以外に、利潤の性質を有するものゝ包含されたるを思はしむるものとする。何れにしても此點は、我國の小作制の有する面白味たるを同時に其の缺點たるを否定することが出來ぬ。

扱て右に述ぶる所は、主として小作料の種類、その額等に關することであるが、次に小作料收納の方法に就いて見るに、先づその納期は小作料の種類に依て異つて居るが、米穀に依る收納の行はれるものは、大抵十二月末日限りとなつて居り、翌年一月末日限又は舊年末限となつて居る例もある。貨幣に依て納入するものに在つては、年末計算又は六、七月と年末との半期計算となつて居る。大豆納は八月末又は九月末限、麥納は六月末又は七月末限といふのが普通の例である。³⁰⁾ 小作料納入の場所は、地主又はその差配の住宅又は倉庫に、小作人より之を持參するのが普通の例である。併し地主の方から小作人の方へ出掛けて行つて收得する慣例も、諸縣の部分々々に行はれて居る。又村落内に昔時の郷倉の存在する所に在つては、其所で授受の行はれるものもある。又米穀検査場に於て授受さるゝ例もある。然るに近時農業倉庫が漸次普及するに至れると共に、

30) 同上三十七頁

小作米の收納は之を農業倉庫に於てするが、地主にも小作人にも便利なるが爲めに、之を利用する風追々と熾になつて來たやうである。此の方法は、それが産米検査と併行するを例とするが故に、種々の利便あり、農業倉庫の職能の一として、今後は益々廣く行はるゝに至るべしと信せられる。而して小作料の運搬に要する費用は、小作人より之を持參する場合には、小作人に於て負擔するを通例とする。

次に小作米の品質に關しては、慣習上莠雜物なき良質のものを收納するといふことになつて居るが、産米検査又は輸出米検査の實施されたる所に在つては、その合格米又は合格何等以上のものといふやうな制限が付せらるゝことゝなるを通例とし、その代り地主は之に對して相當の獎勵米又は獎勵金を交付する慣習が出來て來て、漸次廣きに涉つて行はれつゝある。而して俵裝に關しては慣行はあまり嚴重の制限なきを例とするやうであるが、米穀検査の行はれる地方では、その方面から之を嚴重にするものだから自然小作米の方も之に倣ふことゝなり、漸次大いに改善せられつゝある。尙ほ米穀の升量と共に其の重量に重きを置く地方に在つては、俵裝の重量にも自ら一定の制限の設けらるゝを見るのである。

次に小作料の滞納に對しては、昔時は嚴重なる處分の行はれたるを見たが、近時その風は大いに廢れ、滞納部分に對しては利子を徴するとか、滞納餘り甚しきに至れば小作地を取上ぐるとか

いふやうな處分が行はれ得るに過ぎぬ。それも近頃小作人の數が不足し地主が却つて小作人を得るに困難を感じるやうな事情ある所に於ては、處分權は事實に於て甚だ薄弱なものたらざるを得ざることゝなつた。從來諸所に行はれた慣習中面白いものを二三擧げて見やうならば、京都府下では同一小作人が數人の地主中の一人に對して小作料を滞納し、徴收の見込なき場合には、他の地主に於て其の損失を平等に負擔する例がある。又滋賀縣蒲生郡には五人組より之を納入せしむる慣習が行はれて居た。又愛媛縣伊豫郡には一村内の小作人共同して未納者の滞納小作料を支拂ひ、その小作地は之を地主へ返還せしないで、小作人の間に於て申合せて之を小作する慣例があつた。然しすべて此種の慣習は漸次廢れ行くべき運命を持つは、言を俟たざる所とする。

我國に於て普通に行はれて居る小作制の眼目とする所は、大體上に述べたやうな狀態であるが、尙ほ水利費、土地改良費等に關して、地主に於て之を負擔するを原則的慣例とし乍ら、尙ほ其の一部を小作人に於て負擔する慣習の行はるゝ所もある。更に又灌溉用具、種籾、肥料等は小作人に於て之を自辦するを原則とし乍ら、やはりその全部又は一部を地主に於て給與するか、然らざれば無利子にて貸付する慣習の行はれて居る所もある。其他又特別の慣習と見らるべきものとしては、小作人に於て地主の農繁期に其の手傳を爲す例や(新潟、慶手、青森、富山、石川、島根、熊本、鹿

兒島、沖繩)、地主は小作人に對し田の裏作は之を無料にて小作せしむる例や(埼玉、福井、鳥取、桑畑、樫畑等の下作をば無料にて爲さしむる例や(岐阜、宮城、山形、秋田、廣島、愛媛、佐賀、)一定の賃金を定めて耕作を請負はしむる例や(耕作小作(愛知) 請負小作、始末田(福島) 作り上げ(青森) 預け田(富山) 駄賃作(石川) 等の名稱を以て知られて居る) 公租公課一切を小作人の負擔と爲し、地主は年々一定せるや、低廉なる小作料を取立つる例や(作徳御(福井) 受切り小作(岡山) 利益多き小作地と利益少き小作地とを組合せて小作せしむる例や(靜岡、福岡) 一定の金額を地主に預け又は貸付し、その利子として無料で小作を爲す例や(靜岡、三重) 買戻し特約付賣買又は質入地小作の例(福島) やが諸地方に慣習として散在して居るのである。

總て上に述ぶる所は、我國に於ける普通の小作制と見るべきものに就いてのことであるが、尙ほ我國には此の普通の形式以外に、特殊の小作制と見らるべきものの、諸所に存在するが故に、此等に就いても、簡單にその制度の要旨とする所を説いて置く必要がある。而して此等の制度は、その小作制としての發達の程度の上からいへば、普通に行はれて居る所のものと同相似てやゝ之よりも幼稚なるが多く、或者は我國普通の小作制により多く近似し、又或者は分益小作制により多く近似して居る。

(一) 見取小作 之は年々の小作料を定額のものどせず、年々の作柄を見定めたる上、その年の小作料を定むるものである。而して此の見取制はやはり舊く行はれたる所のものゝ残存せるに過ぎないで、それは主として早魃水害等の爲め年々の作柄が一定せず、従て定額小作料の決定し難き事情ある所に行はれるものとする。されば此の制度は分益制に近きものなるは、甚だ賭易き所に屬する。

見取の方法は年々出來榮えを見取して小作料を定むるのであつて、普通の分益制のやうに、豫めその分益歩合を一定して置くものでもなく、又普通の定額小作制のやうに、その額を豫め一定して置くものでもない。然し検見の上は小作料たるべき部分をその額に於て決定し、刈取調製し穀實を爲したる上に小作人より之を納入するものとする。

今此の小作制の殘存して居る地方を擧げて見やうならば、新潟(福島沿岸地)「見取小作」静岡(引佐郡奥山村大字刈宿)岐阜(養老郡)「見取」長野(上伊那郡片桐村)「見取り」巖手(岩手郡松尾村)「榨入小作」(稱す)島根(簸川郡神西村大字神西沖分、神西西分、同郡江南村大字三部及び二部)「隱岐島島前地方」「奉行入り」又は「検見取」(稱す)「瀨摩郡の一部」「検見定め」(稱す)熊本(天草郡の一部)「合切」(稱す)鹿児島(始良郡蒲生村)「見掛小作」薩摩郡上飯村「見掛」の諸縣である。

(二) 株小作 農家一戸分の耕作として適當なるやうに田、畑、原野、屋敷等を組合せ之を

一農場として小作せしむるもの之である。此の制度は北海道に在つては普通に行はるゝ所なれども、内地に於ては特殊小作制たるに過ぎない。而してその組合せは、或は田畑のみなる場合もあれば、苗代地、稲干場、草山等までも組入れるものもある。

此の小作制の行はるゝ所は、新潟(西蒲原郡「野前卸」と稱す)兵庫(城崎郡奈佐村)三重(桑名郡七取村大字香取)(阿山郡上野町の某地主の實行する「移住小作」)石川(羽咋郡柏崎村字宿)(江沼郡に行はるゝ「鹽御」)鳥取(日野郡山上村及び阿見緑村)島根(簸川郡神原村及び仁太郎の一部)(那賀郡にも其例あり)(美濃郡内に行はるゝ「一屋敷」も此例である)等の諸縣下である。

(三) 共同小作 農家單獨に小作を行はず、二人以上の者共同に小作を行ふもの之であつて、

伊太利の *Affittanza Collettiva* に類し、我國内に行はるゝものにも、やはり伊太利に於けると同じやうに、(一) 全部共同經營とするもの (*Affittanza a condizione unita*) 卽ち二人以上の者が田畑を共に借受け共同の資本と勞力とに依りて之を小作經營し、其の利益は共同者間に分配するものと、(二) 又或部分の事務だけを共同經營にし大體はやはり共同者の分擔經營とするもの (*Affittanza a condizione divisa*) 卽ち小作人組合の名義で一纏に田畑を借受け、之を組合員間に分ち、各自をして小作せしむるものがある。³²⁾ 尤も我國に於ける共同小作制は、從來はたゞ例外的に然かも試験的に行はれるものか、然らざれば事情により舊來の必要上行はれ來れるものであつて、その數も

32) 同上二一〇頁。本誌第十三卷第十六號七五——七八頁拙稿「農業勞働問題」(六) 參照

少く、又その組織も不完全であつて伊太利に於けるものと直ちに之を比較するは、聊か比倫を失する嫌なきを得ぬ。けれども今後小作人組合の發達するにつれて、此の共同小作制は、必ずや之と共に發達するに至るべきものと考へられる。

試に小作慣行調査書に載する所に從て、その行はるゝ例を示せば、新潟縣下には青年團、農事研究會員等にて共同小作を行ふ例ありとせられて居る。此種の例は現今他府縣にも尙ほ少からず存在することであらう。又富山縣西礪波郡に稀に存する「仲間田」なるものは、小作人が死亡するか其他の理由に依り單獨小作を繼續し得ざる場合に、親族又は近隣の者が之れと仲間になりて共同小作を行ふものである。又石川縣鹿島郡鳥屋村に於ては「寄合小作」と稱して共同小作を爲す例がある。然しそれは青年等が小使錢を儲ける爲めに之を行ふもので數名の者が一二段の田地を小作するに過ぎぬことである。又鹿兒島縣薩摩郡入來村に行はるゝ「模合田作」なるものは頼母子講に類する小作制であつて、地主一人と小作人四五人を以て一組とし、年々順番に取主を定め、取主は種子肥料其他を用意し、他の組合員は之が共同小作人となり、一家三人位宛の勞役を出し合ひ、以て全部の勞作を共同にし、その收穫は全部取主の所得と爲すものである。³³⁾

次に小作組合の名義を以てする右掲第二の形式に屬する共同小作の例としては、山形縣西置賜郡長井村有限責任成田小作人組合に於ける桑園の共同經營。鳥取縣岩美郡面影村に於ける組合的

共同耕作。岡山縣苫田郡東一宮村の小作組合及び廣島縣高田郡船佐村内に行はるゝ共同小作等が、調査書中に掲げられてある³⁴⁾。惟ふに同調査の行はれたる以後、小作組合及び産業組合等に依る共同小作の例は、諸地方に於て大いに増加したことであらう。そして其の所謂共同小作制なるものの中には、完全なる共同制たるものもあり、たゞ僅かに共同制たる面目を備ふるに過ぎざるものもあることは、注意を要する所なりとする。

右に掲ぐる所のものは、我國に行はるゝ特殊小作制として、その行はるゝ場所が甚だ局限せられたものたるにせよ、従てその制度としての重要さは社會經濟的には寧ろ頗る輕少なるものたるにせよ、之を其の性質上より見れば、各々の特殊小作制として取扱ふには足りるものである。

然るに尙ほ自ら一個の小作制たるには足らずとも小作制に附隨する一種の慣習的の制度として比較的廣く行はるゝ所のものは、「又小作」又は「仲小作」なるものである。又小作とは、小作地の轉借に依て小作を行ふもの之であつて、其の又小作人と地主との中間に立ち小作地の轉貸を行ふものを仲小作人と稱する。此の制度は、(一)永小作權を有する者又は地主と特約して一纏めの土地の小作權を得たる者が、相等の利得を收め小作料滞納の場合に於ける危險を負擔して轉貸を行ふ場合(二)地主より相當の報酬を受け一纏めの小作地の支配を委託せられ其の委任の權限内に於て小

作人を選定し且つ小作地を管理する場合(三)小作人の都合上中間の利得を収め小作料滞納の場合に於ける危険を負担して其の小作地を轉貸し地主は之を默認する場合の三場合に依つて成立つものと調査書には記されてある。此の制度の主として行はるゝ所は、新潟、愛知、富山、岡山、大分諸縣下の或地方なりとする。³⁵⁾

尙又彼の「作り子」「問屋」「被管百姓」「名子」「子分」「入百姓」等の名稱の下に諸地方に於て、或地主に專屬し、家屋、農具、耕牛馬、種子、肥料、食料、燃料等を貸與支給されて其の地主の田畑を耕作し、又地主の農事家事等に使役せらるゝものをも、之を小作人と稱すれば稱せられぬこともなく、之亦一種の小作制ともいへる。併し此等は寧ろ一種の労働契約の下に在る労働者を見るを適當とするとも考へられる。小作制特に分益小作制は此種の小作制たり労働契約制たるものより發達して來たものであらうが、要するに之は純然たる企業としての小作制とは大分懸離れたものである。然し我國には京都、新潟、千葉、栃木、静岡、山梨、長野、福島、巖手、秋田、石川、島根、岡山、廣島、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛、福岡、熊本、鹿児島、北海道等の諸府縣内に涉つて、廣く其の殘存し又は新に發生するを見る次第である。³⁶⁾

尙ほ我國に於ける特殊小作制としては、彼の刈分小作制と永小作制とは、最も研究に値するも

35) 同書一一九 — 一二〇頁
36) 同上 一一六 — 一一八頁

のであるが、前者に就いては、前號既にその大様を示した。後者に關しては、その制度が頗る特異のものたるが爲めに、之に關する獨立の研究を試むるが寧ろ適當であるから、茲には之を省いて置く。

併し上に述ぶる所だけに就いて見ても、如何に我國に於ける小作制に關する實狀が複雑で、諸種のもものが相混存し、從て利害關係等の如何に又複雑なるべきかを推知することが出来る。併し之を要するに、我國の小作制が一般的に尙ほ制度として幼稚で、純企業制たるに遠く、勞働契約制たるに近きもの多きことは、最も注意を要する所なりとする。從て又一般的に小作人の地位は企業家たるよりも勞働者たるに近きもの多きを、忘れてはならぬのである。

我國の小作慣行に關しては、現下又農務局に於て頻つて調査中であるから、その結果が發表されるに至らば、茲に掲ぐる所のもの以上に尙ほ諸多の事項に涉つて、詳細に實狀が知り得らるゝこととなるであらう。